

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和1年9月12日(2019.9.12)

【公開番号】特開2018-58273(P2018-58273A)

【公開日】平成30年4月12日(2018.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2018-014

【出願番号】特願2016-197505(P2016-197505)

【国際特許分類】

B 41 J 29/12 (2006.01)

B 41 J 3/36 (2006.01)

【F I】

B 41 J 29/12

B 41 J 3/36 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月2日(2019.8.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プリンタモジュールが収納された筐体と、

前記筐体内に収納され、前記プリンタモジュールに電気的に接続される制御基板と、

前記制御基板に実装されるとともに、前記筐体に形成されたコネクタ開口を通して前記筐体の外部に露出し、オス側コネクタが着脱可能に構成されたメス側コネクタと、を備え、

前記コネクタ開口の内周面と前記メス側コネクタの外周面との間には、弾性部材が介在していることを特徴とする携帯型プリンタ。

【請求項2】

前記弾性部材は、前記コネクタ開口の内周面と前記メス側コネクタの外周面との間において、前記メス側コネクタの全周に亘って介在している請求項1に記載の携帯型プリンタ。

【請求項3】

前記弾性部材のうち、前記コネクタ開口内に位置する部分を前記コネクタ開口の開口方向から見た外形寸法は、前記コネクタ開口を前記開口方向から見た内形寸法に比べて大きくなっている。

前記弾性部材は、弾性変形した状態で前記コネクタ開口内に配置されている請求項1又は請求項2に記載の携帯型プリンタ。

【請求項4】

前記弾性部材は、

前記雌側コネクタの端部に嵌合する緩衝部と、

前記緩衝部から延びる接続部と、

前記接続部の端部と連続する規制部と、

を有している、請求項1から請求項3の何れか1項に記載の携帯型プリンタ。

【請求項5】

前記規制部、前記緩衝部、および接続部の一部によって画成される部分が、前記弾性部材の取付開口を形成し、

前記取付開口を通して前記メス側コネクタを前記弾性部材内に進入させることにより、前記弾性部材が前記メス側コネクタに装着される、

請求項 4 に記載の携帯型プリンタ。

【請求項 6】

前記緩衝部は、前記コネクタ開口の内周面と前記メス側コネクタの外周面との間に位置し、

前記規制部は、前記メス側コネクタに係合して、前記メス側コネクタに対する前記弾性部材の前記コネクタ開口を通した前記筐体の外部への移動を規制する、

請求項 4 又は請求項 5 に記載の携帯型プリンタ。

【請求項 7】

前記制御基板のうち、前記メス側コネクタが実装された部分は、前記メス側コネクタを弾性支持するコネクタ実装部を構成している請求項 1 から請求項6 の何れか 1 項に記載の携帯型プリンタ。

【請求項 8】

前記制御基板には、一対のスリットが形成され、

前記制御基板のうち前記一対のスリットの間に位置する部分が前記コネクタ実装部を構成している請求項7 に記載の携帯型プリンタ。

【請求項 9】

前記制御基板には、前記筐体の外面に露出する機能部に連係する電子部品が実装されている請求項 1 から請求項8 の何れか 1 項に記載の携帯型プリンタ。